

大口町緑化木交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家屋新築者等に対し緑化木を交付することにより、緑化意識の高揚と緑化の推進を図ることを目的とする。

(緑化木の交付対象)

第2条 町内において住宅、店舗、工場、事務所、倉庫等（以下「建物」という。）を新築、増築、改築又は移転した者（以下「対象者」という。）に対して、予算の範囲内で緑化木を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、緑化木の交付を受けることができない。

(1) 国又は地方公共団体が建物を新築、増築、改築又は移転する場合

(2) 農地転用の届出又は許可を受けないで建物を新築、増築、改築又は移転した者

(3) 建築確認申請の確認済証の交付を受けないで建物を新築、増築、改築又は移転した者

(4) 税等の滞納がある者

(緑化木の交付申請)

第3条 緑化木の交付を受けようとする対象者は、緑化木交付申請書（様式第1）により、町長に申請しなければならない。

(緑化木交付券の支給)

第4条 町長は、建物の工事完了を確認したときは、対象者に緑化木交付券（様式第2。以下「交付券」という。）を支給する。

2 交付券の再発行は行わないものとする。

(緑化木の交付時期)

第5条 交付の時期は、緑化木の植栽適期を考慮して別に町長が定める。

2 交付券の支給を受けた対象者は、前項に定める期間内に町長が委託した業者（以下「委託業者」という。）に交付券を提出し、緑化木の交付を受けるものと

する。

3 対象者は、前項による緑化木の交付時に緑化木受領書（様式第3。以下「受領書」という。）を委託業者に提出するものとする。

4 委託業者は、受領書を取りまとめ町長に提出するものとする。

（緑化木の種類及び選択）

第6条 緑化木の種類は、次に掲げるとおりとし、対象者はその中からいずれか一の緑化木を選定するものとする。

(1) キンモクセイ

(2) イロハモミジ

(3) コブシ

(4) サザンカ

(5) サツキツツジ

(6) ヒイラギ

(7) ヒイラギモクセイ

(8) ヒラドツツジ

（緑化木の植栽、管理）

第7条 緑化木の交付を受けた対象者は、第2条に規定する建物の敷地内に緑化木を植栽し、適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する緑化木の枯損については、町及び委託業者は補償しないものとする。

（その他必要な事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、緑化木の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成14年4月1日 大口町告示第47号）

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成14年4月1日以後に建築確認申請を受理したものについて適用する。

附 則（平成16年3月30日 大口町告示第42号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第54号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

緑化木交付申請書

大口町長 様

申請者 住所
(交付対象者) 氏名

大口町緑化木交付要綱の規定に基づき、緑化木の交付を申請します。

記

建物の所在地 大口町

用 途 住宅・店舗・工場・倉庫・その他（ ）

*該当するものを○で囲んでください。

緑化木の種類

工事完了
確認年月日

年 月 日

担当者

(注) 太枠内は記入しないでください。

様式第2（第4条関係）

第 年 月 日
号

緑 化 木 交 付 券

交付対象者 丹羽郡大口町

様

大口町長

印

大口町緑化木交付要綱の規定に基づき、緑化木の交付を決定しました。

様式第3（第5条関係）

第 号

緑 化 木 受 領 書

大口町緑化木交付要綱の規定に基づき、町委託業者より緑化木を受領しました。

年 月 日

大口町長 様

交付対象者 住 所
氏 名

記

緑化木の種類	
--------	--